

ニッチトップ企業海外展開支援事業

公募要領

【募集期間】

令和元年6月14日（金）～7月26日（金）（17時必着）

【申請書提出先・問合せ先】

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県 商工労働部 産業政策課 競争力強化推進グループ

TEL：076-225-1512

令和元年6月

石川県商工労働部産業政策課

1. 目的

海外展開に意欲的なニッチトップ企業に対し、販路開拓や知的財産権の取得等を支援することで、ニッチトップ企業のグローバル展開を促進し、本県産業の優位性を活かした海外需要の獲得を目指すことを目的としています。

2. 補助対象者

石川県内に主たる事業所を有するニッチトップ企業を対象とします。

3. 補助対象事業

ニッチトップ企業が行う海外展開に関する取り組みを対象とします。

4. 採択により活用できる支援制度

(1) 支援制度

県、県工業試験場、石川県産業創出支援機構（ISICO）、日本貿易振興機構（JETRO）等からなる支援チームにより、最長3年間の支援を実施

(2) 補助金

事業に要する経費の補助

補助率：補助対象経費の2/3以内

補助限度額：2,000千円/年（千円未満切捨て）

補助対象経費：

補助対象となる経費は、以下の表に記載されたものとなります。

※補助金交付決定後に支出するものに限り、また、消費税及び地方消費税は補助対象外です。

※本事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限り、

経費区分	補助対象経費の内容
海外展示会出展費	出展費、輸送費、小間装飾費、印刷費
国際認証取得費	出願料、登録料、翻訳料、代理人費用（国内・現地）
海外知的財産権取得費	出願料、登録料、審査・審判請求料、翻訳費、代理人費用（国内・現地）
海外市場調査費	委託費
専門家活用費	旅費、謝金
知財トラブル対策費 （訴訟を除く）	侵害調査や模倣品対策に係る代理人費用（国内・現地）

5. 補助対象期間

交付決定日から令和元年度末まで

(ただし、毎年度、事業の進捗状況等について、適切と認められた場合、最長3年まで延長可能)

6. 応募方法

(1) 応募手続き

以下の書類を、持参又は郵送にて、10部提出してください（FAX、メール等での提出は認められません）。

書類は原則として、A4サイズで提出してください。

なお、提出いただいた書類については、採否の可否に関わらず返却いたしませんので、ご了承ください。

提出書類	備考
事業計画書	所定の書類を提出してください。 様式は、県のホームページからダウンロードできます。 URL : http://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/index.html
過去3年間の決算書 (貸借対照表、損益計算書)	直前に決算月が到来予定である場合や決算月が過ぎているが決算書が出来ていない場合などは、直近の残高試算表をご用意ください。 また、過去3年間の貸借対照表、損益計算書を用意できない場合などは、別途ご相談ください。
株主等及び役員の一覧表	資本金の構成員及びその出資額が分かるものを提出してください。
会社案内等	事業の内容や従業員数がわかるもの（パンフレット等）を提出してください。
プレゼン資料	審査はプレゼンにより実施しますので、事業計画書をプレゼン資料にしたものを提出してください。 (様式は自由ですが、パワーポイント資料が望ましいです。 また、プレゼン時間は15分を予定しています)

(2) 募集期間

令和元年6月14日（金）～7月26日（金）17：00（必着）

(3) スケジュール (予定)

内容	時期
公募	6月14日(金)～7月26日(金)
書面審査、審査会	8月下旬
採択決定	10月頃

7. 審査

(1) 審査方法

- ・学識経験者をはじめ、外部の専門家等から構成される審査会を設置し、審査いたします。
- ・審査にあたり、事前に事業計画等に関するヒアリングを実施させていただく場合があります。
- ・審査は、事業計画書及びプレゼンテーションをもとに審査基準により採点を行い、点数上位者から採択を決定いたします。
- ・審査会は非公開で実施し、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

区 分	内 容
戦略性・市場性	・事業の目的・目標が具体的かつ妥当であるか。 ・市場ニーズを的確に把握できているか。 ・今後の市場拡大が見込める市場であるか。
独自性・優位性	・独自性を有した取り組みであるか。 ・他社や従来 of 事業と比較し、優位性を有しているか。
実現可能性	・事業内容が明確かつ適切であるか。 ・海外シェアの獲得・拡大が期待できるか。 ・事業計画を遂行するにあたり、適切な組織・人員体制がとられているか。
財務・資金の健全性	・財務状態が健全であるか。 ・事業を遂行するにあたり、適切な資金計画が立てられているか。

(3) 採択予定件数

1件程度

(4) 通知

審査結果につきましては、後日、石川県商工労働部産業政策課から通知します。なお、採択された場合でも、予算の状況等により、申請時の補助金額が減額される場合があります。

8. 補助金の交付

- ・補助金は、補助対象事業の実績報告書（当該年度の事業実施に係る報告書及びその経費に係る経理証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付いたします。
- ・また、交付申請・実績報告に係る手続きに関しては、年度ごとに手続きが必要になります。

9. 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合、原則として、企業名・代表者名、事業概要等を公表します。また、採択に係る会議や式への出席及び事業概要のプレゼンをお願いすることがあります。
- ② 採択された場合、事業の開始にあたり、県、石川県産業創出支援機構（ISICO）と事業の進め方について打合せを行うことがあります。
- ③ 補助事業の終了後、石川県からフォローアップ調査（成果等に関する聞き取り調査、アンケート調査等）を行うことがあります。
- ④ 補助事業の終了後、上記③の調査結果について、県のホームページ上での公開や、セミナー等での発表を依頼することがあります。
- ⑤ 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合や補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ⑥ 補助事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業期間中の遂行状況などの報告を求められたときには、指示された期日までに報告書を提出しなければなりません。
- ⑧ 補助事業期間中の遂行状況確認及び補助事業終了後の確定検査のため、石川県が実地検査を行うことがあります。
- ⑨ 上記⑧の場合、石川県の求めに応じて証拠書類等を提示すること又は石川県が事業内容の変更を命じた場合はその指示に従わなければなりません。
- ⑩ 補助事業者が「石川県補助金交付規則」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容及び企業名の公表等を行うことがあります。
- ⑪ その他、「ニッチトップ企業海外展開支援事業費補助金交付要綱」に記載の内容に従わなければなりません。